

浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業に係る
環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、経済産業省資源エネルギー庁（以下「事業者」という。）が、福島県の東の沖合 18km の海域において、総出力 14,000kW（定格出力 7,000kW の発電設備 2 基）の浮体式洋上風力発電設備を設置・運用するものである。

本事業は浮体式洋上風力発電の実証研究を行うものであるが、沖合の浮体式洋上風力発電設備は、風況が良く効率的な発電が見込まれるものであり、かつ、遠浅の海岸線が少ない我が国の海底地形にも適しているものであることから、その開発及び実用化に向けて本事業の成果に対する期待は大きい。また、浮体式洋上風力発電設備の工事中及び稼働中における環境影響については未だ知見が少ないため、本事業を通じて得られた知見が公表され、今後の洋上風力発電事業の環境影響の検討に資するものとなれば、本事業が果たす役割は大きい。他方、現時点で予測できない環境影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を講じ、その効果を検証することが、今後の洋上風力発電の普及につながるものである。

この観点から、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく事後調査などを適切に実施するとともに、事業者が自主的に行った調査結果等と併せて分析・公表することが洋上風力発電の普及に資するものになると考える。

以上の観点を鑑み、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講じること。

1. 総論

本事業は、浮体式洋上風力発電設備の工事中及び稼働中における環境影響について知見が少ない中、同発電設備を設置するものであることから、本事業により得られる知見は今後の洋上風力発電の普及に向けて極めて有用なものとなることが期待される。一方で、本事業ほどの大規模な洋上風力発電設備が設置された場合の海洋等への環境影響については、未だ解明されていない点もあることから、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 主務省令第 31 条第 1 項の規定に基づく事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう十分に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音について

工事の実施に係る水中騒音の事後調査は、騒音が最も大きくなると想定される工事工程において調査を実施するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。本設備からの水中騒音により魚類等へ及ぼす影響について、適切な頻度及び地点において事後調査を行うことにより明らかにするとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 動物について

本海域には鳥類が多く飛来していることが確認されており、さらに本事業の魚礁効果により魚類が誘引され、それらに誘引される鳥類が想定されるため、鳥類に対する影響を可能な限り回避、低減する観点から、鳥類を忌避させるような環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、環境保全措置の検討に当たっては、専門家の指導・助言を踏まえ、適切に選定すること。

本設備への鳥類の進入状況の確認と、衝突の有無の監視を高い頻度で適切な期間実施し、その原因分析や関係機関との情報共有を行い、必要な環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて、調査期間を延長して実施すること。また、環境保全措置の検討に当たっては、専門家の指導・助言を踏まえ、適切に選定すること。特に、今後のバードストライクの回避措置の検討に有効であると考えられる、船舶を用いた目視調査及びレーザー距離計を用いた調査等を実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。